会　報

令和7年7月号

発行所　〒590−0953　堺市堺区甲斐町東４丁１番１０号
TEL 072−221−5115　　FAX 072−221−5055
E-mail　keiei_center@ockc1969.jp
ＵＲＬ　http://www.ockc1969.com
協同組合　大阪中小企業経営センター
発行責任者　　本 田 浩 基

新規組合員募集中

只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますよう宜しくお願い致します。

賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせくださいますよう宜しくお願い致します。

税務・労務・行政・法律のご相談と手続きは、当経営センターまで、お待ちしております。

★弁　護　士	井上　健策
★税　理　士	本田　浩基
★司法書士	法常　博
★社会保険労務士	山添　浩平
★行政書士	本田　浩基

Summer Vacation

夏期休暇のお知らせ

令和７年8月12日（火）
〜
令和７年8月15日（金）

上記の４日間夏期休暇のため休業致します。尚、休業中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させて頂きます。

令和7年度税制改正について

税　務

～はじめに～
　令和７年度税制改正法案が３月３１日参議院本会議で可決・成立されましたので、一部抜粋してお話していきます。

１．防衛特別法人税

～概要～
　防衛特別法人税とは、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源確保に関する特別措置法（防確法）が改正されたことにより創設されました。

課税の対象	各課税事業年度の基準法人税額
課税標準	課税標準法人税額（基準標準法人税額から５００万円を控除した金額）
税額	課税標準法人税額×４％
適用事業年度	令和８年４月１日以後に開始する各事業年度
確定申告等	各課税事業年度終了日の翌日から２か月以内に、税務署長に対して、防衛特別法人税に係る申告書を提出（提出期限＝納付期限）

※基準標準法人税額とは、下記税制規定の控除前の金額となります。

①所得税額控除　②外国税額控除　③分配時調整外国税相当額の控除
④仮想経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除　⑤税額控除の順序
⑥戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除
⑦通算法人の仮想経理に基づく過大申告の場合等の法人税額（⑥の措置に係る部分のみ）
⑧外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除

※基礎控除額の５００万円について、事業年度が１年に満たない場合は月割となります。

※中小法人については、課税所得が２，４００万円程度までは課税されない見込みです。

※令和９年４月１日以降に開始する事業年度において、中間申告の対象法人については、こちらも提出する必要があります。

※個人所得税に加算する防衛復興所得税も検討されています。（未確定）
　（当初の復興税を引き下げて実質負担税率は同じくらいの見込みですが、その分負担期間延長見込み）

２．特定親族特別控除の所得要件

居住者が生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が１２３万円以下である者に限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合にはその居住者のその年分の総所得金額等から親族等の合計所得に応じて控除されます。（下記表参照）

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額）	特定親族特別控除額
58 万円超　85 万円以下　（123 万円超 150 万円以下）	63 万円
85 万円超　90 万円以下　（150 万円超 155 万円以下）	61 万円
90 万円超　95 万円以下　（155 万円超 160 万円以下）	51 万円
95 万円超 100 万円以下　（160 万円超 165 万円以下）	41 万円
100 万円超 105 万円以下　（165 万円超 170 万円以下）	31 万円
105 万円超 110 万円以下　（170 万円超 175 万円以下）	21 万円
110 万円超 115 万円以下　（175 万円超 180 万円以下）	11 万円
115 万円超 120 万円以下　（180 万円超 185 万円以下）	6 万円
120 万円超 123 万円以下　（185 万円超 188 万円以下）	3 万円

※令和７年分の所得税の特定親族については、扶養親族のうち、平成１５年１月２日から平成１９年１月１日までに生まれた人が対象となります。

※上記の改正は令和７年分以後の所得税から適用されます。

３．その他扶養親族控除の所得要件

扶養親族等の区分	所得要件 （収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	**58 万円以下** **（123 万円以下）**	48 万円以下 （103 万円以下）
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	**58 万円超 133 万円以下** **（123 万円超 201 万 5,999 円以下）**	48 万円超 133 万円以下 （103 万円超 201 万 5,999 円以下）
勤労学生	**85 万円以下** **（150 万円以下）**	75 万円以下 （130 万円以下）

労務　育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ
２０２５年４月から「出生後休業支援給付金」が創設されました

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）１４日以上の育児休業を取得した場合に「出生時育児休業給付金」※１または「育児休業給付金」※２と併せて「出生後休業支援給付金」を最大２８日間支給します。

※１　雇用保険の被保険者の方が、産後パパ育休（出生時育児休業）を取得して、要件を満たした場合に支給されます。

※２　原則１歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと支給されます。

１　支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に「出生後休業支援給付金」を支給します。

①被保険者が、対象期間※に同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して１４日以上取得したこと。
②被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して１４日以上の育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（次頁の３参照）に該当していること。

※対象期間：

・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間。

・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して１６週間を経過する日の翌日」までの期間。

➢２０２５年４月１日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「２０２５年４月１日」として要件を確認します。

２　支給額（＝休業開始時賃金日額※１×休業期間の日数（２８日が上限）※２×１３％）

※１　同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近６か月間に支払われた賃金の総額を１８０で除して得た額。

※２　支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、２８日を上限とします。

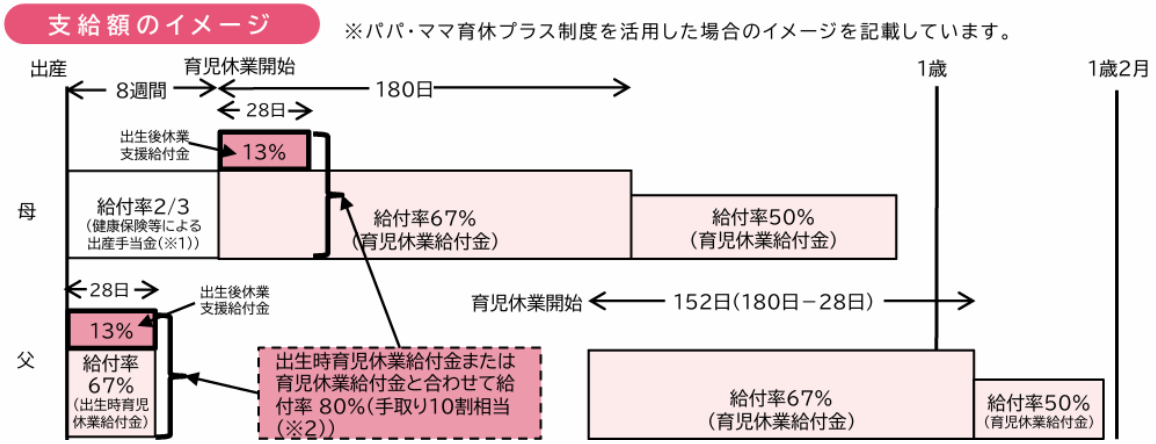

※１　出産手当金はハローワークではなく、協会けんぽが取り扱う制度です。

※２　育児休業中は申出により健康保険料･厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。
このため、休業開始時賃金日額の８０％の給付率で手取り１０割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（２０２５年４月１日時点:１５，６９０円（毎年８月１日に改定））があることにご留意ください。

※３　就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

３ 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の１～７のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に４・５・６のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

１．配偶者がいない
配偶者が行方不明の場合も含みます。ただし、配偶者が勤務先において３か月以上無断欠勤が続いている場合 または災害により行方不明となっている場合に限ります。
２．配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
３．被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
４．配偶者が無業者
５．配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
６．配偶者が産後休業中
７．１～６以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない
配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。
なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

４ 支給申請手続

・出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行います。
・出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後の申請になります。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次のⅠ・Ⅱ・Ⅲの項目のいずれか一つの記入が必要です。（複数記載は不可）

Ⅰ「配偶者の被保険者番号」欄
✓配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間（注）に１４日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄の記入が必要です。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
✓配偶者が出産している場合は、配偶者が一定の期間（注）に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄の記入が必要となります。

Ⅱ「配偶者の育児休業開始年月日」欄
✓配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に１４日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄の記入が必要です。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど、配偶者が一定の期間（注）に１４日以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
✓「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄の記入が必要となります。

Ⅲ「配偶者の状態」欄
✓子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号の記入が必要です。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。

（注）一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して８週間を経過する日の翌日」までの期間です。

お知らせ

引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ

当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事中や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償（休業４日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。

算定基礎の受付開始

今年の９月から翌年８月までの社会保険料を決定する「算定基礎」の受付の季節となりました。

６月下旬に日本年金機構より、順次お知らせが届いておりますが、現在、委託されていない事業所で、算定基礎の届出をご希望の事業所につきましては、ご一報ください。

なお、賞与を支給される場合、被保険者負担分につきましては、下記の率で控除してください。

被保険者負担分　（令和７年７月現在）

健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
介護保険第２号非該当被保険者	介護保険第２号該当被保険者	一般被保険者	一般の事業	建設の事業
５．１２％	５．９１５％	９．１５％	５．５／１０００	６．５／１０００

社会保険業務についてのご案内

当経営センターの顧問社会保険労務士につきまして、下記の通り、変更がございますのでご案内いたします。

委託先の皆様にはご理解・ご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

山添浩平先生は諸般の事情により、9 月 30 日を以って当経営センターをはなれることになりました。10 月 1 日から西野ゆかり先生をお迎えすることになります。

なお、保険業務につきましては、これまで通り変更ございません。

以下、西野ゆかり先生のご紹介になります。

組合員の皆様、初めまして。社会保険労務士の西野ゆかりと申します。

西野社会保険労務士事務所を開業して 7 年となり、人事・労務のコンサルティングや就業規則作成などに携わってまいりました。

また、国家資格キャリアコンサルタントとして、従業員のキャリア形成支援にも注力しております。

社員の人材育成や若手社員の定着支援など、企業の成長を支える「人」の力を引き出すお手伝いをしています。

好奇心・柔軟性・持続性を大切に、組合員の皆様にとって身近で相談しやすい「癒し系社労士」として、お役に立てるよう努めてまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

西野社会保険労務士事務所
西野　ゆかり

無料法律相談

無料法律相談をご希望の方は、当経営センターまで、お気軽にお申込み下さい。

ご予約の際は、相談日の二日前までにご連絡下さい。

相談日		担当弁護士	時間
7月	3日（木）	井上　健築	午後5時～
8月	7日（木）	井上　健築	午後5時～
9月	4日（木）	井上　健築	午後5時～
10月	2日（木）	井上　健築	午後5時～

協同組合　大阪中小企業経営センター

理事長　本田　浩基

日頃より経営センターの活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

7月を迎え、年度の後半に入りました。

物価や人手不足など、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、こうした状況だからこそ、私たちの役割は一層重要になっていると感じております。

当経営センターでは、税務・労務・行政手続き・法務に関するご相談をワンストップでお受けし、会員の皆様の実情に即したサポートを心がけております。

特に最近は、労務管理に関するご相談が増えており、専門家と連携しながら迅速に対応しております。

今後も「中小企業の駆け込み寺」として、信頼される相談窓口であり続けられるよう努めてまいりますので、どうぞお気軽にご活用ください。引き続きのご愛顧をよろしくお願い申し上げます。